

●建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

区分 (床面積の合計)		省エネ性能の評価方法				向上計画認定 を受けた 他の建築物
		標準 計算法	仕様・計算 併用法	標準 入力法	モデル 建物法	
一戸建て の住宅	200㎡未満	32,100円	24,000円	—	—	5,100円
	200㎡以上	35,600円	26,500円	—	—	5,100円
共同住宅 等 又は 複合建築 物の住宅 部分	300㎡未満	63,500円	47,000円	—	—	9,550円
	300㎡以上、2,000㎡未満	106,000円	78,300円	—	—	19,400円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満	179,000円	136,000円	—	—	41,600円
	5,000㎡以上	256,000円	198,000円	—	—	73,900円
非住宅 又は 複合建築 物の非住 宅部分	300㎡未満	—	—	208,000円	79,900円	9,550円
	300㎡以上、1,000㎡未満	—	—	262,000円	102,000円	16,000円
	1,000㎡以上、2,000㎡未満	—	—	335,000円	133,000円	25,400円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満	—	—	478,000円	216,000円	73,900円
	5,000㎡以上、10,000㎡未満	—	—	588,000円	281,000円	116,000円
	10,000㎡以上、25,000㎡未満	—	—	696,000円	338,000円	147,000円
計画変更申請		判定手数料の1/2				
軽微な変更（ルトC）に関する証明書交付申請		判定手数料の1/2				

注1：一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として市長が別に定めるもの（次のもの）を除く床面積で算定

- ①工場における生産エリア ②倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
 ③データセンタにおける電算機室 ④大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
 ⑤その他市長が認めるもの

注2：建築物の全てが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に対象となる室がない場合は、モデル建物法の300㎡未満の手数料（79,900円）を適用 → 省エネ計算は不要（妥当性のみ審査）

注3：以下のものは、建築物エネルギー消費性能適合性判定は不要

- ①建築基準法第6条の4第1項第3号（確認の特例）に該当するもの → 省エネ基準への適合は必要
 ②外皮基準及び一次エネルギー消費量基準を「仕様基準」又は「誘導仕様基準」に適合させるもの → 確認申請の中で審査
 ③建築物省エネ法第16条の大臣認定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定、低炭素建築物新築等計画の認定、設計住宅性能評価、長期使用構造等の確認を受けたもの → 建築主事等に認定書等の写しを提出

●建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

区分 (床面積の合計)		省エネ性能の評価方法					適合証の 添付が ある場合
		標準 計算法	仕様・計算 併用法	誘導 仕様基準	標準 入力法	モデル 建物法	
一戸建て の住宅	200㎡未満	32,100円	24,000円	16,800円	—	—	5,100円
	200㎡以上	35,600円	26,500円	18,100円	—	—	5,100円
共同住宅 等 又は 複合建築 物の住宅 部分	300㎡未満	63,500円	47,000円	30,800円	—	—	9,550円
	300㎡以上、2,000㎡未満	106,000円	78,300円	52,700円	—	—	19,400円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満	179,000円	136,000円	94,500円	—	—	41,600円
	5,000㎡以上	256,000円	198,000円	143,000円	—	—	73,900円
非住宅 又は 複合建築 物の非住 宅部分	300㎡未満	—	—	—	208,000円	79,900円	9,550円
	300㎡以上、1,000㎡未満	—	—	—	262,000円	102,000円	16,000円
	1,000㎡以上、2,000㎡未満	—	—	—	335,000円	133,000円	25,400円
	2,000㎡以上、5,000㎡未満	—	—	—	478,000円	216,000円	73,900円
	5,000㎡以上、10,000㎡未満	—	—	—	588,000円	281,000円	116,000円
	10,000㎡以上、25,000㎡未満	—	—	—	696,000円	338,000円	147,000円
計画変更申請		認定手数料の1/2					183,000円